

(証券コード 3911)

2023年3月10日

(電子提供措置の開始日 2023年3月8日)

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号

株式会社Aiming

代表取締役
社 長 椎葉 忠志

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://ir.aiming-inc.com/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面等により事前に議決権をご行使いただき、ご来場の際は、開催日時点での流行状況や株主様の健康状態をご確認の上、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2023年3月29日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日(木曜日)午前10時00分
(なお、受付開始時間は、午前9時30分とさせていただきます。)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿HALL

3. 目的事項

報告事項

1. 第12期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について)

- ・会場内は、接触感染リスク軽減のため座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場される株主様は、当日までの健康状態を十分ご確認の上、マスク着用やアルコール消毒の利用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応させていただきます。
- ・本総会においては、感染拡大防止のため開催時間を大幅に短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)を簡潔に行わせていただきます。株主様に置かれましては、事前に電子提供措置事項にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本総会の運営・会場を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://aiming-inc.com/>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

(電子提供措置について)

- ◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した書類の一部であります。
- ・「連結計算書類の連結注記表」
 - ・「計算書類の個別注記表」
- なお、ご送付している書面の頁番号、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、「世界中にAimingのファンを」をミッションに掲げ、スマートフォンをはじめとした基本無料の「オンラインゲーム事業」を主たる業務としております。

国内のスマートフォン向けオンラインゲーム市場は、2021年度は1兆3,000億円となり、2023年度には1兆3,390億円になると予測(※)されており、成長は鈍化しているものの安定した市場規模を維持しております。その一方、アニメやゲームなどの知名度の高いIP (Intellectual Propertyの略) を題材としたタイトルや、品質の高い海外企業のゲームが国内でサービスを開始するケースも多く、競争は激化しております。また、国内外の品質の高いゲームが市場に投入されることで、ユーザーの求めるゲーム品質の水準が高まっていることから、ゲームの開発期間は長期化し、開発費用も高騰しております。

このような状況の中、当社グループはオンラインゲーム事業のさらなる成長およびシェアの拡大を目指し、サービス中タイトルの拡充と開発中タイトルの準備を進めてまいりました。

サービス中タイトルにつきましては、株式会社スクウェア・エニックスとの共同開発タイトル『ドラゴンクエストタクト』が2周年を迎え、周年イベントやコラボイベントなどの実施を通じて、アクティブユーザー数を維持し、収益に貢献いたしました。『剣と魔法のログレス いにしへの女神』や『CARAVAN STORIES』をはじめとする他タイトルについては、長期運営によるKPIの低下は見られるものの、アニメIPとのコラボの実施等により、アクティブユーザー数及び課金ユーザー数の維持に努めました。

開発中タイトルにつきましては、『キャラスト魔法学園』を2022年4月25日にリリースし、またLiTMUS株式会社との共同事業として『脱獄ごっこPRO』を2022年11月17日にリリースいたしました。さらに、株式会社KADOKAWA等とともに製作委員会を組成し、『陰の実力者になりたくて! マスターオブガーデン』を2022年11月29日に全世界に向けて同時配信いたしました。今後ますます激化することが予想される市場競争に対し、IP取得や共同事業などの施策に取り組んでまいります。

『陰の実力者になりたくて！マスターオブガーデン』の製作にあたって、他社との共同出資により陰の実力者になりたくて！マスターオブガーデン（国内版）製作委員会を組成していましたが、期末決算処理において会計監査人との協議の結果、当社の出資比率及び契約上の地位や役割等の実質支配力基準により本製作委員会を当社の連結子会社として扱うこととし、2022年12月期より連結決算に移行いたしました。当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は13,668百万円、営業利益は400百万円、経常利益は315百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は601百万円となりました。

(※) 出典：『ファミ通ゲーム白書2022』株式会社角川アスキー総合研究所

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました設備投資の総額は29百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

建物	6百万円
工具、器具及び備品	22百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後の事業展開において、業容を拡大し、経営基盤を安定化させるために、以下の課題を認識しており、迅速に対処してまいります。

①組織体制の最適化・従業員能力の強化

当社グループのゲーム制作はプロジェクト制を採用しており、職能（企画、エンジニア、デザイナー、運営、etc）横断的なコミュニケーションや、迅速な意思決定が可能となることで、組織体制の最適化を図っております。

また、組織体制のさらなる最適化の一環として、複数のプロジェクトを統括する事業部制を導入しております。指揮系統を整理することで、より多様なゲーム開発に対応できる体制を構築し、事業全体の統括管理者や中間リーダー層といった人材が成長できる組織づくりを目標としております。

今後も急激な変化が予想されるオンラインゲーム市場に対応するために、組織の根本である従業員一人一人の能力の向上を図るとともに、継続的な組織体制の最適化に取り組んでまいります。

②開発中タイトルの強化

当社グループは、設立から現在まで自社開発、同業他社との共同事業、ゲームタイトルのライセンスを取得し日本で配信するライセンスインによりタイトル数の拡充に注力してまいりました。しかし、競合企業との競争激化によるプロモーション効率の悪化などにより、初期のスマートフォンゲーム市場と比較し、配信開始時に新規ユーザーを獲得することが難しくなっております。今後は、グラフィックをはじめとしたゲーム品質の向上や大型IPの活用により、配信開始時から多くの新規ユーザーを獲得できるよう計画することで、より成功確度の高いタイトルになるよう取り組んでまいります。

③新規タイトルの拡充

当社グループは、設立から現在まで自社開発をコンセプトにタイトルをリリースするとともに、同業他社との共同事業、海外よりゲームタイトルのライセンスを取得し日本で配信するライセンスインにより新規タイトルの拡充に取り組んでまいりました。当社グループでは、今後も安定的な成長を実現するために、継続的なタイトル数の拡充に取り組んでまいります。

④サービスの安全性及び健全性強化への対応

当社グループは運営するゲーム等において、ユーザーが健全にコミュニケーションをとることができ、また安心して利用ができるように、ユーザーに対して利用規約の徹底や監視体制の強化等の健全性維持の取り組みを継続的に実施しております。ユーザーが安心して利用できるサービス環境を提供することが、信頼性

の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。

⑤システムの強化

当社グループは収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのためユーザー数増加に対応するための負荷分散等、設備への先行投資をはじめ継続的にシステム基盤の強化を図っていく方針であります。

⑥内部管理体制の強化

当社グループが、急速な事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。当社グループとしましては、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底とともに業務の効率化を図っていく所存です。

⑦グローバル市場への対応

当社グループは、今後のさらなる事業拡大を目指していく上で、成長スピードの速い海外スマートフォン向けオンラインゲーム市場への迅速な展開が重要であると認識しております。中でも、中国をはじめとしたアジア市場の成長余地が大きいと考えており、台湾に支店を設立しております。この支店を活用することにより、自社単独で繁体字圏へスマートフォン向けオンラインゲームの提供ができ、収益の最大化を図るとともに、グローバルベースでの有力デベロッパーの開拓や、有力企業とのアライアンスなどを推進してまいります。また、ビジネスオペレーションの整備、内部管理体制の充実と強化などにも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第9期 (2019年12月)	第10期 (2020年12月)	第11期 (2021年12月)	第12期 (2022年12月) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	—	—	—	13,668
経常利益 (百万円)	—	—	—	315
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	—	—	—	601
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	168.25
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	15.04
総資産 (百万円)	—	—	—	8,600
純資産 (百万円)	—	—	—	6,829

(注) 第12期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第11期以前の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第9期 (2019年12月)	第10期 (2020年12月)	第11期 (2021年12月)	第12期 (2022年12月) (当事業年度)
売上高 (百万円)	5,644	11,903	12,054	13,033
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△875	1,653	1,443	738
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△1,201	1,693	1,170	601
1株当たり純資産額 (円)	31.23	126.06	156.20	168.25
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△34.06	44.36	29.46	15.04
総資産 (百万円)	2,249	6,712	7,204	8,481
純資産 (百万円)	1,107	4,988	6,234	6,735

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
陰の実力者になりたくて！ マスターオブガーデン（国内版）製作委員会	990百万円	47.8%	オンラインゲームの開発・運営等

(注) 製作委員会の持分は、100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

④ その他
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

(2022年12月31日現在)

区分	主要サービス
オンラインゲームの企画・開発・運営事業	『剣と魔法のログレス いにしへの女神』、『ドラゴンクエストダクト』『陰の実力者になりたくて！マスターオブガーデン』の共同開発 『CARAVAN STORIES』の企画・開発・運営

(8) 主要な営業所及び工場

(2022年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
台湾支店	中華民国台北市

(9) 従業員の状況

(2022年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
566(22)名	一名	32.3歳	4年3ヶ月

(注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均人数を()外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載していません。

(10) 主要な借入先
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数
普通株式 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 40,033,700株
- (3) 株主数 16,154名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
椎葉 忠志	2,982,100株	7.45%
IMAGE TECHNOLOGY INVESTMENT LIMITED	2,921,001株	7.30%
楽天証券株式会社	2,464,600株	6.16%
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0730038号	2,433,750株	6.08%
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0730039号	1,991,250株	4.97%
株式会社アルファコード	435,000株	1.09%
松井証券株式会社	386,200株	0.96%
BNP PARIBAS ARBITRAGE SNC	337,300株	0.84%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	324,191株	0.81%
J.P.Morgan Securities plc	295,458株	0.74%

(注) 1. 当社は、自己株式を所有していません。

2. みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0730038号、みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0730039号については、椎葉忠志氏が委託した信託財産であり、議決権行使に関する指図者は同氏であります。

3. 前事業年度末現在主要株主であった三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、YJ1号投資事業組合、野村證券株式会社、上田八木短資株式会社は当事業年度末では主要株主ではなく、松井証券株式会社、BNP PARIBAS ARBITRAGE SNC、BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE、J.P.Morgan Securities plcが新たに主要株主となりました。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに

に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年3月30日開催の第10期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。これを受け、2022年4月12日開催の当社の取締役会において譲渡制限付株式報酬の付与を決議し、同年5月11日に当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社普通株式を割り当ていたしました。当社の取締役に割り当てた当社普通株式の数は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	普通株式 51,300株	3名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2022年12月31日現在)

	第5回新株予約権
発行決議日	2014年6月25日
新株予約権の数	40個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注)3	普通株式 20,000株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額(注)3	300円
新株予約権を行使することができる期間	自 2016年6月27日 至 2024年6月24日
新株予約権の主な行使条件	(注)2
役員の保有状況(注)1	取締役1名

(注) 1. 社外役員分は含まれておりません。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の役員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ② 新株予約権者は、当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の証券取引所又はこれに類するものであって外国に所在するものに上場されている場合にのみ行使が可能になるものとし、付与された新株予約権の一部又は全部を行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- ④ 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続開始後10ヶ月内に限り、その相続人が、当社所定の手続に基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

3. 当社は、2014年10月30日を効力発生日として、株式1株につき500株の株式分割を行っております。このため、当事業年度末日現在における第5回の新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株となります。なお、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」は、調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	椎 葉 忠 志	
取 締 役	萩 原 和 之	事業支援部ディビジョンディレクター
取 締 役	田 村 紀 貴	経営管理部ディビジョンディレクター
取 締 役	武 市 智 行	株式会社武市コミュニケーションズ 代表取締役社長 株式会社GameWith 社外取締役 株式会社プレスホルダ 社外取締役 株式会社アルファコード 取締役会長 株式会社エアークローゼット 社外取締役
取 締 役	Shin Joon Oh (シン ジュノ)	Tencent Games Assistant General Manager Tencent Japan 支社長 プラチナゲームズ株式会社 社外取締役 株式会社マーベラス 社外取締役 Wake Up Interactive Limited 社外取締役 株式会社ツインエンジン 社外取締役 株式会社フロム・ソフトウェア 社外取締役
常 勤 監 査 役	石 崎 秀 樹	
監 査 役	上 杉 昌 隆	桜田通り総合法律事務所 共同経営者 株式会社セレス 取締役(監査等委員) 株式会社コマースOneホールディングス 監査役 株式会社フルキャストホールディングス 取締役(監査等委員) デジタルアーツ株式会社 取締役(監査等委員) 株式会社jig.jp 監査役
監 査 役	末 廣 貴 司	生活協同組合パルシステム東京 有識理事 グリーンモンスター株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役のうち武市智行氏、シン・ジュノ氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち石崎秀樹氏、上杉昌隆氏、末廣貴司氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 武市智行氏、並びに監査役 石崎秀樹氏、上杉昌隆氏及び末廣貴司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 末廣貴司氏は、会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役全員は会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社の全ての取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとされています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は全額会社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年2月12日開催の定時取締役会において以下のとおり決定しております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて同業他社水準、業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(iii) 業績連動報酬等の内容及び額の決定に関する方針（報酬等を与える時期

又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、株主総会で決議した報酬総額の範囲に基づき、取締役会にて役位、職責、在任年数に応じて他社水準、業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- (iv) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

- (v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定するものとする。なお、株式報酬は、独立社外取締役の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2011年6月1日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時の取締役の員数は2名です。また、上記金銭報酬とは別枠で、2021年3月30日開催の第10回定時株主総会において、株式報酬の額を、年額60百万円以内（社外取締役は付与対象外とする。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（社外取締役を除く。）です。

監査役の金銭報酬額は、2011年6月6日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長椎葉忠志氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには当社の経営状況を最も熟知している代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその報酬水準について確認しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	92,464 (5,040)	73,614 (5,040)	— (—)	18,850 (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,000 (13,000)	13,000 (13,000)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	105,464 (18,040)	86,614 (18,040)	— (—)	18,850 (—)	7 (4)

- (注) 1. 非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。なお、当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項の(5)に記載のとおりです。
 2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
 3. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

(i) 取締役武市智行氏は、株式会社武市コミュニケーションズの代表取締役社長並びに株式会社アルファコードの取締役会長であります。また、同氏は株式会社GameWithの社外取締役、株式会社プレースホルダの社外取締役及び株式会社エアークローゼットの社外取締役であります。当社と株式会社GameWithとの間には業務委託契約等の取引があります。当社と株式会社武市コミュニケーションズ、株式会社アルファコード、株式会社プレースホルダ及び株式会社エアークローゼットの間には特別な取引関係はありません。

(ii) 取締役シン・ジュノ氏は、中国深圳の持株会社Tencent Holdings Ltd.及びその子会社からなるグループ(以下、「Tencentグループ」)の中国法人であるTencent GamesのAssistant General Manager並びに同グループの日本法人であるTencent Japanの支社長であります。当社はTencentグル

ープのSHENZHEN TENCENT COMPUTER SYSTEM COMPANY LIMITEDと2014年11月に業務提携契約を行い、同グループのIMAGE TECHNOLOGY INVESTMENT LIMITEDより出資を受け入れております。なお、IMAGE TECHNOLOGY INVESTMENT LIMITEDは当社発行済株式総数の7.30%を有する株主であります。また、同氏はプラチナゲームズ株式会社の社外取締役、株式会社マーベラスの社外取締役、Wake Up Interactive Limitedの社外取締役、株式会社ツインエンジンの社外取締役、株式会社フロム・ソフトウェアの社外取締役であります。当社とプラチナゲームズ株式会社との間には業務委託契約等の取引があります。当社と株式会社マーベラスの間には取引関係があるとともに、スマートフォン向けオンラインゲーム事業において協業関係にあります。当社とWake Up Interactive Limited、株式会社ツインエンジン及び株式会社フロム・ソフトウェアの間には特別な取引関係はありません。

- (iii) 監査役上杉昌隆氏は、桜田通り総合法律事務所の共同経営者並びに株式会社セレスの取締役(監査等委員)、株式会社フルキャストホールディングスの取締役(監査等委員)、デジタルアーツ株式会社の取締役(監査等委員)及び株式会社コマースOneホールディングスの監査役、株式会社jig.jpの監査役であります。当社と兼職先との間には特別な取引関係はありません。
- (iv) 監査役末廣貴司氏は、生活協同組合パルシステム東京の有識理事及びグリーンモンスター株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
武市 智行	取締役	当事業年度に開催された取締役会19回中17回に出席し、必要に応じ、ゲーム業界における経験に基づく専門的見地からの発言を行うなど適切な役割を果たしております。
Shin Joon Oh (シン ジュノ)	取締役	当事業年度に開催された取締役会19回中14回に出席し、必要に応じ、アジアにおけるゲーム業界の豊富な経験に基づく専門的見地からの発言を行うなど適切な役割を果たしております。
石崎 秀樹	監査役	当事業年度に開催された取締役会19回全てに、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、海外事業等における経験に基づく専門的見地からの発言を行うなど適切な役割を果たしております。
上杉 昌隆	監査役	当事業年度に開催された取締役会19回中17回に、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地からの発言を行うなど適切な役割を果たしております。
末廣 貴司	監査役	当事業年度に開催された取締役会19回全てに、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行うなど適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	30,780千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	一千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,780千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたしません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) 取締役は経営理念を率先垂範し、使用人への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
 - ii) コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社及び子会社内の意思決定プロセス及び業務執行において、全社を横断する調査や監督指導を行う。
 - iii) 取締役の職務の執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
 - iv) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - v) 内部監査業務を分掌とする部門（以下、「内部監査部門」という。）を設け、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
 - vi) 事業毎に必要なに応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
 - vii) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内規程等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。
 - viii) 企業情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - ii) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。
 - iii) 情報セキュリティに関する基本方針、規則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定及び改訂し、当社及び子会社

の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理される体制を構築する。

- ii) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - iii) リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。
 - ii) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
 - iii) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 当社取締役は子会社取締役から適時業務に関する報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行う。
 - ii) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき子会社を含めた当社グループ全体の業務に関する内部監査を行うことで適正な事業運営がなされることを確保する。
 - iii) 子会社は、業務の適正を確保するため、事業の特性に応じて社内規程等を整備し、内部通報制度の確立など、社内体制を整備する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- i) 当社の内部監査部門が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
 - ii) 監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
- ⑦ 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査部門の使用人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
 - ii) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状

況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。

- ii) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- iii) 取締役は、当社あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- i) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ii) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 監査役については法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保し、独立性を確保する。
- ii) 監査役、会計監査人及び内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- iii) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持つ。
- iv) 監査役間相互で独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当事業年度において、取締役会を19回開催しており、法令及び定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役職務の執行が法令及び定款に適合するように監督を行いました。

② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行いました。また、コンプライアンス規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査

内部監査部門による当社の内部監査を通して、業務の有効性、効率性及び財産管理の実態を調査し、その結果を代表取締役等に報告するとともに、監査役及び会計監査人と共有いたしました。

④ 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、妥当性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換を行い、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

(3) 反社会的勢力を排除するための体制及び方針

① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

② 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」により、「反社会的勢力との関係を一切遮断する」と宣言するとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署を設置し、反社会的勢力及び団体との関係を遮断するための取組支援、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行う。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置付けております。

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨、並びに四半期配当の実施に備え、3月31日、6月30日、9月30日、12月31日を剰余金の配当の基準日とし、さらに別に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績及び財務状態並びに経営環境を総合的に勘案し、1株当たり2円としております。なお、次期（2023年12月期）の配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては、現時点では未定とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,953,903	流動負債	1,756,664
現金及び預金	5,253,255	買掛金	430,797
売掛金及び契約資産	2,353,915	未払金	863,366
商品	2,680	未払費用	105,892
貯蔵品	97	未払法人税等	62,913
前払費用	165,770	未払消費税等	24,356
未収入金	158,966	契約負債	230,669
その他	19,240	その他	38,669
貸倒引当金	△22	固定負債	14,592
固定資産	646,888	長期未払金	14,592
有形固定資産	82,068		
建物	60,027	負債合計	1,771,256
機械及び装置	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	22,040	株主資本	6,735,823
無形固定資産	1,328	資本金	2,556,676
ソフトウェア	1,328	資本剰余金	2,546,676
投資その他の資産	563,492	利益剰余金	1,632,469
関係会社出資金	11,412		
長期前払費用	55,000	非支配株主持分	93,712
繰延税金資産	208,497	純資産合計	6,829,535
敷金及び保証金	288,582	負債・純資産合計	8,600,792
資産合計	8,600,792		

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,668,607
売 上 原 価		6,154,491
売 上 総 利 益		7,514,115
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,113,922
営 業 利 益		400,193
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	324	
受 取 分 配 金	2,783	
補 助 金 収 入	1,901	
固 定 資 産 受 贈 益	22,544	
そ の 他	1,779	29,333
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	104,227	
そ の 他	9,541	113,847
経 常 利 益		315,679
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		315,679
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	129,314	
法 人 税 等 調 整 額	7,775	137,090
当 期 純 利 益		178,589
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△423,287
親会社株主に帰属する当期純利益		601,877

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	2,537,178	2,527,178	1,170,290	6,234,646
当期変動額				
新株の発行	19,498	19,498	—	38,996
剰余金の配当	—	—	△139,697	△139,697
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	601,877	601,877
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	19,498	19,498	462,179	501,176
当期末残高	2,556,676	2,546,676	1,632,469	6,735,823

(単位：千円)

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	—	6,234,646
当期変動額		
新株の発行	—	38,996
剰余金の配当	—	△139,697
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	601,877
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	93,712	93,712
当期変動額合計	93,712	594,888
当期末残高	93,712	6,829,535

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

陰の実力者になりたくて！マスターオブガーデン（国内版）製作委員会

なお、当連結会計年度に陰の実力者になりたくて！マスターオブガーデン（国内版）製作委員会を新規設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

Aiming Global Service, Inc.

Aiming Global Service, Inc. は清算手続きを完了し、フィリピン国政府機関の認可を待っている状態にあり、重要性がないため連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

陰の実力者になりたくて！マスターオブガーデン（海外版）製作委員会

なお、当連結会計年度に陰の実力者になりたくて！マスターオブガーデン（海外版）製作委員会を新規設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 仕掛品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

③ コンテンツ

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

なお、費用配分方法については見積回収期間に基づいております。

④ 貯蔵品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ. 2007年4月1日以降に取得したもの

法人税法に規定する定率法

ロ. 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

法人税法に規定する定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～15年

機械及び装置 7年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）について、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、該当する受注契約がないため、受注損失引当金を計上しておりません。

③ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度においては、支給見込額がないため、賞与引当金を計上しておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。

なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① オンラインゲーム配信サービス

当社グループの提供するオンラインゲームは、スマートフォンを中心とした基本無料をコンセプトとしております。

ユーザーに対するゲームの提供は無償となっており、ゲーム内で使用する一部のアイテム等を有償で提供しております。

当該サービスにおいては、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームをプレイするための環境を提供することで履行義務が充足されるものと判断しております。

そのため、ユーザーが有償で入手したアイテムの利用期間を見積り、当該見積り利用期間に応じて収益を認識しております。

② オンラインゲーム制作/運営受託サービス

当社グループは、一部のゲームについて、他の配信事業者等より企画・開発・運営を受託しております。

当該受託サービスにおいては、顧客である協業企業に対して役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。

一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短いものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務については、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

主な変更点は、以下のとおりです。

（オンラインゲーム配信に係る収益認識）

従来、ゲーム内の有償通貨をユーザーが消費し、アイテムに交換した時に収益を認識しておりましたが、有償通貨を消費して入手したアイテムの利用期間を見積り、当該見積り利用期間に応じて収益を認識することといたしました。

（オンラインゲーム制作・運営受託に係る収益認識）

受注契約に関して、従来は、プロジェクトの進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短いものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務については、履行義務を充足した時点で収益を認識することといたしました。なお、履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準の適用による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- 1 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	208,497

- 2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。

- (2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、ゲームタイトルごとのユーザー数及び一人当たり課金額の予測であります。これらの主要な仮定については、過去の実績に基づく趨勢を考慮した上で、将来の売上高を見積もっております。

- (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定であるゲームタイトルごとのユーザー数及び一人当たり課金額の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

- 1 担保に供している資産

敷金及び保証金 11,906千円
資金決済に関する法律に基づき、法務局へ供託しております。

- 2 有形固定資産の減価償却累計額 107,984千円

- 3 顧客との契約から生じた債権、契約資産

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「連結注記表(収益認識に関する注記)(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式 40,033,700株

2 当連結会計年度の末日における自己株式の数
該当事項はございません。

3 剰余金の配当

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2022年 2月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	139,697	3.5	2021年 12月31日	2022年 3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2023年 2月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	80,067	2.0	2022年 12月31日	2023年 3月31日

4 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 162,000株

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主にオンラインゲーム事業への事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されております。

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、事務所の賃貸借の際に生じる敷金のうち返還される部分の金額を計上したものであり、信用リスクに晒されていますが、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは与信管理規程に従い、預金、営業債権並びに敷金及び保証金について、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価値がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	329,794	329,576	△218

（注1） 現金及び預金、売掛金、未収入金、未払金及び未払法人税等、未払消費税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表上の金額は11,412千円であります。

（注3） 敷金及び保証金の連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額41,212千円であります。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日以後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金及び契約資産	2,353,915	—	—	—
未収入金	158,966	—	—	—
敷金及び保証金	—	329,794	—	—
合計	2,512,881	329,794	—	—

4 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	329,576	—	329,576

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	オンラインゲーム事業	合計
オンラインゲーム配信サービス	11,416,963	11,416,963
オンラインゲーム制作/運営受託	2,251,644	2,251,644
顧客との契約から生じる収益	13,668,607	13,668,607
その他の収益	—	—
外部顧客への売上	13,668,607	13,668,607

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「4 会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	合計
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,075,677
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,353,915
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	160,283
契約負債（期末残高）	230,669

契約負債はアイテム課金に係るユーザーからの前受金及び残存履行義務であります。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものの額に重要性はありません。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務を配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	168円25銭
1 株当たり当期純利益	15円04銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,835,047	流動負債	1,731,520
現金及び預金	5,253,255	買掛金	379,294
売掛金及び契約資産	1,837,750	未払金	863,366
商品	2,680	未払費用	105,892
貯蔵品	97	未払法人税等	62,913
前払費用	165,770	未払消費税等	60,284
未収入金	556,275	契約負債	205,943
前渡金	18,714	預り金	53,826
その他の	525	固定負債	14,592
貸倒引当金	△22	長期未払金	14,592
固定資産	646,888		
有形固定資産	82,068	負債合計	1,746,112
建物	60,027	(純資産の部)	
機械及び装置	0	株主資本	6,735,823
工具、器具及び備品	22,040	資本金	2,556,676
無形固定資産	1,328	資本剰余金	2,546,676
ソフトウェア	1,328	資本準備金	2,546,676
投資その他の資産	563,492	利益剰余金	1,632,469
関係会社出資金	11,412	その他利益剰余金	1,632,469
長期前払費用	55,000	繰越利益剰余金	1,632,469
繰延税金資産	208,497	純資産合計	6,735,823
敷金及び保証金	288,582	負債・純資産合計	8,481,935
資産合計	8,481,935		

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,033,256
売 上 原 価		5,583,098
売 上 総 利 益		7,450,158
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,626,676
営 業 利 益		823,481
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	324	
受 取 手 数 料	331	
受 取 分 配 金	2,783	
補 助 金 収 入	1,901	
固 定 資 産 受 贈 益	22,544	
そ の 他	1,447	29,333
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78	
為 替 差 損	9,350	
株 式 交 付 費	188	
出 資 金 運 用 損	104,227	
そ の 他	1	113,847
経 常 利 益		738,967
税 引 前 当 期 純 利 益		738,967
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	129,314	
法 人 税 等 調 整 額	7,775	137,090
当 期 純 利 益		601,877

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計
当期首残高	2,537,178	2,527,178	2,527,178
当期変動額			
新株の発行	19,498	19,498	19,498
剰余金の配当	—	—	—
当期純利益	—	—	—
当期変動額合計	19,498	19,498	19,498
当期末残高	2,556,676	2,546,676	2,546,676

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,170,290	1,170,290	6,234,646	6,234,646
当期変動額				
新株の発行	—	—	38,996	38,996
剰余金の配当	△139,697	△139,697	△139,697	△139,697
当期純利益	601,877	601,877	601,877	601,877
当期変動額合計	462,179	462,179	501,176	501,176
当期末残高	1,632,469	1,632,469	6,735,823	6,735,823

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② 関係会社出資金

任意組合（民法上の組合）への出資については、「6 重要な事項」に記載しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 仕掛品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

③ コンテンツ

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
なお、費用配分方法については見積回収期間に基づいております。

④ 貯蔵品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 2007年4月1日以降に取得したもの

法人税法に規定する定率法

② 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

法人税法に規定する定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～15年

機械及び装置 7年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）について、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、該当する受注契約がないため、受注損失引当金を計上していません。

(3) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度においては、支給見込額がないため、賞与引当金を計上していません。

4 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。

なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) オンラインゲーム配信サービス

当社の提供するオンラインゲームは、スマートフォンを中心とした基本無料をコンセプトとしております。

ユーザーに対するゲームの提供は無償となっており、ゲーム内で使用する一部のアイテム等を有償で提供しております。

当該サービスにおいては、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームをプレイするための環境を提供することで履行義務が充足されるものと判断しております。

そのため、ユーザーが有償で入手したアイテムの利用期間を見積り、当該見積り利用期間に応じて収益を認識しております。

(2) オンラインゲーム制作/運営受託サービス

当社は、一部のゲームについて、他の配信事業者等より企画・開発・運営を受託しております。

当該受託サービスにおいては、顧客である協業企業に対して役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。

一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短いものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務については、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

5 重要な外貨建の資産及び負債への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 任意組合への出資の会計処理

任意組合（民法上の組合）への出資については、当社の連結子会社に該当する場合は、同組合の純資産及び純損益を持分割合に応じて資産・負債及び収益・費用として計上し、内部取引を相殺しております。当社の連結子会社に該当しない場合は、同組合の財産の持分相当額を「関係会社出資金」として計上しております。なお、同組合が獲得した純損益について、持分相当額を営業外損益に計上するとともに、同額を「関係会社出資金」に加減算しております。

会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

主な変更点は、以下のとおりです。

（オンラインゲーム配信に係る収益認識）

従来、ゲーム内の有償通貨をユーザーが消費し、アイテムに交換した時に収益を認識しておりましたが、有償通貨を消費して入手したアイテムの利用期間を見積り、当該見積り利用期間に応じて収益を認識することといたしました。

（オンラインゲーム制作・運営受託に係る収益認識）

受注契約に関して、従来は、プロジェクトの進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短いものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務については、履行義務を充足した時点で収益を認識することといたしました。なお、履行義務の充足にかかると進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	208,497

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1	担保に供している資産 敷金及び保証金 資金決済に関する法律に基づき、法務局へ供託しております。	11,906千円
2	有形固定資産の減価償却累計額	107,984千円
3	関係会社に対する金銭債権債務 短期金銭債権 短期金銭債務	519,322千円 —千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	467,017千円
仕入高	—千円
営業取引以外の取引高	104,227千円

税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産

	当事業年度 (2022年12月31日)
繰越欠損金	1,309,235千円
コンテンツ等償却費超過額	39,666千円
繰越外国税額控除	11,817千円
未払地代家賃	11,074千円
未払事業税	8,990千円
敷金引当金	12,619千円
出資金	50,344千円
その他	49,397千円
繰延税金資産小計	1,493,144千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,173,889千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△110,757千円
評価性引当額小計	△1,284,647千円
繰延税金資産合計	208,497千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	0.5%
法人税等の特別控除	△1.1%
評価性引当額	△13.8%
その他	2.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.6%

関連当事者との取引に関する注記

1 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
関連会社	陰の実力者になりたくて！ マスターオブガーデン（海外版）製作委員会	所有 直接 23.9%	オンラインゲームの開発・運営等	オンラインゲームの開発・運営等（注1）	467,017	売掛金及び契約資産	513,719
				任意組合への出資の引受（注2）	115,640	—	—

(注) 1. 一般的な市場価格等を勘案し、取引価格を決定しております。
2. 出資契約に基づき出資しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	168円25銭
1 株当たり当期純利益	15円04銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

株式会社Aiming
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 太 基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Aimingの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Aiming及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えるると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

株式会社Aiming
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 太 基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Aimingの2022年1月1日から2022年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

株式会社Aiming 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	石 崎 秀 樹	Ⓔ
社外監査役	上 杉 昌 隆	Ⓔ
社外監査役	末 廣 貴 司	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	しいば ただし 椎葉 忠志 (1973年12月30日生)	1997年4月 2001年12月 2003年4月 2006年3月 2006年8月 2008年6月 2011年5月	テコモ株式会社 入社 日本システム開発株式会社 入社 株式会社ゲームオン 入社 同社 取締役 就任 同社 常務取締役兼オンライン事業本部長 就任 ONE-UP株式会社 代表取締役 就任 当社 代表取締役社長 就任(現任)	7,407,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社創業者として、当社の精神的支柱であるとともに、オンラインゲームのサービス開発全般における豊富な経験と幅広い見識に基づき、強力なリーダーシップを発揮しており、経営方針や事業戦略の決定及び技術的判断において極めて重要な役割を果たしているため、引き続き取締役としての職務を遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。</p>				
2	はぎわら かずゆき 萩原 和之 (1973年12月17日生)	1998年7月 2001年9月 2007年3月 2008年3月 2011年12月 2012年3月 2013年5月 2021年1月	株式会社サイバーフロント 入社 株式会社ゲームオン 入社 同社 執行役員システム管理本部長 就任 同社 取締役 就任 当社 入社 執行役員 就任 当社 取締役兼オンラインサービスゼネラルマネージャー 就任 当社 取締役兼企画・運営グループゼネラルマネージャー 就任 当社 取締役兼事業支援部ディビジョンディレクター 就任(現任)	132,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 オンラインゲーム企業での豊富な経験及び実績に加え、当社入社後、取締役COOとして経営を担っており、特に運営部門やインフラ部門及び海外事業部門における豊富な経験と幅広い見識を有しているため、引き続き取締役としてその職務を遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	たむら のりたか 田村 紀貴 (1977年3月15日生)	2003年2月 2005年6月 2007年6月 2008年6月 2013年10月 2015年7月 2020年3月 2021年1月	株式会社サクセス 入社 同社 管理部 課長 就任 株式会社サクセスネットワークス(現 株式会社バタフライ)転籍 管理部 部長代理 就任 同社 管理部長 就任 当社 入社 経営管理グループマネージャー 就任 当社 経営管理グループゼネラルマネージャー 就任 当社 取締役 就任 当社 取締役兼経営管理部ディビジョンディレクター 就任(現任)	42,100株
【取締役候補者とした理由】 長年に亘り従事した経営管理部門における豊富な経験及び知識を有しているとともに、当社業務全般にも精通しているため、当社の取締役職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。				
4	たけち ともゆき 武市 智行 (1955年11月6日生)	1979年4月 1996年5月 1996年6月 2000年5月 2001年6月 2008年6月 2009年10月 2012年3月 2015年4月 2016年5月 2017年3月 2017年10月 2018年6月 2021年3月	株式会社四国銀行 入行 株式会社スクウェア(現 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 入社 同社 代表取締役社長 就任 同社 代表取締役会長 就任 株式会社ドリーミュージック 代表取締役 就任 株式会社AQインタラクティブ(現 株式会社マーベラス) 代表取締役社長 就任 株式会社武市コミュニケーションズ 代表取締役社長 就任(現任) 当社 社外取締役 就任(現任) 株式会社SHIFT PLUS 取締役 就任 株式会社GameWith 社外監査役 就任 株式会社GameWith 社外取締役 就任(現任) 株式会社アルファコード 取締役 就任 株式会社プレースホルダ 社外取締役 就任(現任) 株式会社アルファコード 取締役会長 就任(現任) 株式会社エアークローゼット 社外取締役 就任(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 取締役会の監視機能強化のため、また、ゲーム業界に関する専門の見識を当社の経営に生かし、外部の視点を持って取締役としての役割を果たしていただくことを期待し、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。 【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年となります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
5	シン ジュノ Shin Joon Oh (1982年10月11日生)	2008年7月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入社	11,600株
		2010年8月	NCsoft Associate Manager 就任	
		2011年8月	T. S. Investment Investment Manager 就任	
		2013年1月	Tencent Games Assistant General Manager 就任(現任) Tencent Japan 支社長 就任(現任)	
		2016年3月	当社 社外取締役 就任(現任)	
		2020年1月	プラチナゲームズ株式会社 社外取締役 就任(現任)	
		2020年6月	株式会社マーベラス 社外取締役 就任(現任)	
		2021年11月	Wake Up Interactive Limited 社外取締役 就任(現任)	
		2022年7月	株式会社ツインエンジン 社外取締役 就任(現任)	
		2022年11月	株式会社フロム・ソフトウェア 社外取締役 就任(現任)	
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 アジアにおけるゲーム業界の豊富な経験をもとに、当社の目指すアジア展開の基盤を強化するため、また当社と同氏の所属するTencent社との事業提携の効果的な推進を期待し、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。</p> <p>【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終了の時をもって7年となります。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 武市智行及びシン・ジュノの両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、武市智行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。同氏は、マーベラス社の前身であるAQインタラクティブ社の代表取締役社長に就任しておりましたが、当社設立前であり、現在は同社を退任し、当該取引先及び当社に対して影響を受ける恐れはありません。このことから東京証券取引所のガイドラインが定める「一般株主と利益相反が生じるおそれのない」社外役員たる独立役員として適任であると判断したものであります。
4. 武市智行氏は、株式会社GameWithの社外取締役を兼任しており、当社と同社の間には業務委託契約等の取引があります。
5. シン・ジュノ氏は、プラチナゲームズ株式会社の社外取締役を兼任しており、当社と同社の間には業務委託契約等の取引があります。また、株式会社マーベラスの社外取締役を兼任しており、同社と当社との間には取引関係があるとともに、スマートフォン向けオンラインゲーム事業において協業関係にあります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年5月に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 椎葉忠志氏の所有株式数には、みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託口における所有株式数も含めた実質所有株式数を記載しております。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。つきましては、監査役会の決議に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及びグローバルな監査体制を有していること、当社の事業規模に適した監査報酬であること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年12月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階		
沿 革	1971年9月	太陽監査法人設立	
	1994年10月	グラントソントン インターナショナル加盟	
	2006年1月	ASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる	
	2008年7月	有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる	
	2012年7月	永昌監査法人と合併	
	2013年10月	霞が関監査法人と合併	
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更	
	2018年7月	優成監査法人と合併	
概 要	構成人員	代表社員・社員	89名
		特定社員	4名
		公認会計士	316名
		公認会計士試験合格者等	241名
		その他専門職	198名
		事務職員	98名
		契約職員	224名
		合計	1,170名
		被監査会社数	1,096社

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ②パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③インターネットによる議決権行使は、2023年3月29日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使について

①パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

②スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. ①パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金及び通信料金等）は、株主様のご負担となります。

5. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿HALL
電話 (03) 3320-2611



交通のご案内

都営大江戸線「都庁前」駅「A5出口」徒歩4分
都営大江戸線「西新宿五丁目」駅「A2出口」徒歩6分
JR線ほか「新宿」駅「西口」より徒歩15分
新宿駅西口より京王バス16・17番「十二社池の下」バス停徒歩3分

◎お願い

駐車場、駐輪場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。